# キッチンカー購入等応援補助金 (令和3年度 キッチンカー購入等支援事業) 募 集 要 領

本事業は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け実施するものです。募集要領の内容をよくご確認の上、申請をお願いします。

## 1 目 的

敦賀市内の中小企業者に対して、ウィズコロナへの対応を踏まえ、キッチンカー・移動販売車等による販売促進、収益力強化、経営基盤の強化等に繋がる取組みを支援することで、市内経済の底上げを図るとともに、事業者の事業継続を支援する。

# 2 補助対象者

- ①敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者(※)。
  - (※) 中小企業者:中小企業基本法第2条第1項に規定する者
- ②応募時点で、法人の場合は「法人及び法人の代表者」、個人事業主の場合は「代表者」の市税 の滞納がないこと。
- ③キッチンカー等車両の購入・改造等、車両関連の設備導入を実施する者。

#### 3 支援内容

○事業概要

キッチンカー等車両購入・改造等に必要な設備投資等に対して支援を行う。

- ○補助内容
  - 補助率 1/2
  - ・補助上限額 1件あたり 100万円

#### ○補助対象経費

キッチンカー等車両(※)購入・改造費(専ら事業の用に供する)、設備導入経費(機械装置・工具・器具備品、その他附帯する費用)、委託料(調査研究費、資料作成費)、広告宣伝費(販売促進費)、賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用

- (※) キッチンカー等車両:
  - ①食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両又は車両に商品を積載、陳列する とともに場所を移動して商品を販売する車両をいう。
  - ②移動販売車の場合、設備等は簡単に取り外しができないものであること。
  - ③単なるデリバリー車両でないこと。

## 4 補助対象経費に関する留意事項

補助対象となる経費は、次の①~③をすべて満たすものとなります。

① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

- ② 交付決定日以降に発生した経費(交付決定日以降に発注等を行った経費)、かつ補助事業終了日までに支払われた経費
- ③ 証拠資料によって金額が確認できる経費
- (注) 下記に該当する経費は対象となりません
  - ・交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
  - ・国、地方公共団体、独立行政法人等から補助を受けている事業経費
  - ・金融機関などへの振込手数料
  - ・消費税及び地方消費税等の租税公課
  - ・汎用性があり、目的外での使用も可能となり得るもの(例:パソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など)の購入費
  - ・旅費について、JR (電車)を利用する場合は、「グリーン車利用料」を除く。また、飛行機 を利用する場合は、「ファーストクラス・ビジネスクラス利用料」を除く。
  - ・上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

#### 5 補助対象期間

交付決定日より最長で令和3年11月30日(火)迄

### 6 事業の採択方法

- ・提出された申請書が要件を満たしているかについて、事務局で形式審査を行います。その後、審 査会による書面審査を行い、採択案件を決定します。
- ・採択・不採択の結果は、各事業者へ書面でお知らせします。

#### 7 事業の評価基準について

以下の項目を基準に審査会にて評価を行いますので、ご確認下さい。

- ① 成果目標が明確にされ、売上・利益増が見込まれること。
- ② 市場性・優位性が見込まれること。
- ③ 実現可能性、実施体制が十分であること。
- ④ 成長性、持続性が見込まれること。
- ⑤ 地域経済への波及効果が見込まれること。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上の減少がある。(加点審査)

#### 8 募集スケジュール等

- ○募集期間 令和3年4月19日(月)~令和3年6月15日(火)
- ○審査会 令和3年6月下旬
- ○交付決定 令和3年6月下旬

#### 9 申請方法

- ・募集期間内に、交付申請書等必要書類を作成の上、敦賀商工会議所窓口まで持参して下さい。
- ・様式については、窓口・Eメール・ホームページ上で公表致します。
- ・一度提出された書類は、差替えや返却は原則致しません。

## 10 提出書類

- ○事業計画書(様式第1号)※別紙1~4含む
- ○購入設備の金額の根拠となるもの(見積書や金額が記載されたパンフレット等)
- ○直近の貸借対照表及び損益計算書の写し【法人の場合】
- ○直近の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書 [1・2面]) 又は所得税青色申告決算書 [1~4面] 【個人の場合】
- ○その他、事務局が必要と判断した書類(開業届等の営業実態が確認できる書類)

## 11 実績報告書の提出

採択事業者は、補助事業終了後30日を経過する日、又は令和3年12月28日(火)の何れか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。

≪お問い合わせ、申込先≫

敦賀商工会議所 中小企業相談所

キッチンカー購入等応援補助金事務局 迄

〒914-0063 敦賀市神楽町2丁目1番4号

TEL: (0770)22-2611 FAX: (0770)24-1311

Eメール: tcci\_soudan@tsuruga.or.jp